

しょうしんキャッシュサービスをご利用のお客様へ

毎度お取引を賜りありがとうございます。

昨今、盗難・偽造キャッシュカードにより預金が不正に引き出される被害や、ＡＴＭを利用した詐欺被害が全国的に多数発生しております。

当組合では、キャッシュカードを安心してご利用いただくために、下記の取組みを実施しておりますので、ご案内申し上げます。

◎カードの発行

キャッシュカードの発行を希望される場合には、窓口（平日９時～１５時）にお申出ください。（お取引の状況によりご希望に添えない場合もございます。）

◎ＡＴＭ「一日あたり出金限度額」

●ＡＴＭでの「一日あたり出金限度額」は「５０万円」にさせていただきます。

５０万円超の出金を希望される場合には、窓口（平日９時～１５時）で出金手続きをしていただくか、当組合の口座開設店へＡＴＭ出金限度額の変更をご相談ください。（お取引の状況によりご希望に添えない場合もございます。）

なお、デビットカードのご利用限度額は２００万円でございます。

◎ＡＴＭ「一日あたり振込限度額」

●ＡＴＭでの「一日あたり振込限度額」は「２００万円」にさせていただきます。なお、７０歳以上でＡＴＭ振込を長期間利用されていない等の一定の条件を満たすお客様につきましては「１千円」にさせていただきます。

限度額を超える振込を希望される場合には、窓口（平日９時～１４時）で振込手続きをしていただくか、当組合の口座開設店へＡＴＭ振込限度額の変更をご相談ください。（お取引の状況によりご希望に添えない場合もございます。）

◎ＡＴＭの利用可能店舗の限定

●ＡＴＭの利用範囲を「当組合本支店のＡＴＭ」のみに限定することができます。

- ・対象となる取引 ＡＴＭにおけるカード出金、カード振込、残高照会
注）入金（お預入れ）、およびデビットカード取引は利用可能です。
- ・申込方法 窓口（平日９時～１５時）で所定の届出書をご提出いただきます。

◎カードの暗証番号変更

●お客様が当組合本支店のＡＴＭで、ご利用の「暗証番号」を変更できます。

- ・操作方法 当組合本支店のＡＴＭで『暗証変更』を選択後、操作画面の指示に従い、ご変更いただけます。

暗証番号は、生年月日・電話番号・車のナンバー等、他人に類推されやすい番号をご使用になることはお避けください。万一、類推されやすい番号をご使用の場合は、速やかに変更されることをお奨めします。なお、暗証番号の変更は、何度でも可能です。

◎カード利用の取り止め

●ＡＴＭを今後利用されない場合は、当組合の口座開設店へご来店ください。

- ・来店時の持ち物 キャッシュカードまたはローンカード、ご通帳、お届印

（令和８年８月３日）

※ 詳しくは、最寄りの当組合本支店でおたずねください。